官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務１０11～１１０）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同１１１～１１11）　九
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同１１四～１１六）　10

〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　11
裁判所
破産、免責、再生関係　11
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　20
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　20
会社その他
会社決算公告　20

その他告示

○財務省告示第百11号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年三月二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月九日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　利付国庫債券（２年）（第482回）

2　発行の根拠法律及びその条項　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項

3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法
(1)　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。
(3)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発行額
(1)　価格競争入札発行　額面金額で2,145,600,000,000円
うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,557,777,200,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で288,288,000,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で299,534,800,000円
(2)　非競争入札発行　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で43,000,000円
(3)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で653,700,000,000円
(4)　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で74,900,000,000円